



## 住宅金融支援機構との協定について

平成29年5月25日付けをもって、独立行政法人住宅金融支援機構との間で、「【フラット35】子育て支援型及び松戸市子育て世帯親元近居・同居住宅取得補助金に係る相互協力に関する協定書」を千葉県で初めて締結しましたので報告をいたします。

平成29年度より、住宅金融支援機構において、子育て支援を積極的に実施している地方公共団体の子育て世帯に対して住宅ローン【フラット35】の金利引き下げの財政的支援を行うこととなりました。

松戸市が実施している子育て支援施策及び「松戸市子育て世帯親元近居・同居住宅取得補助金」が、同機構の有識者委員会において適当であると判断され、協定を締結しました。この協定締結は、県内初となります。

なお、下記のとおり機構本店にて協定締結式が行われました。第一部では、国土交通大臣政務官及び機構理事長と協定締結を行い、第二部では、特に子育て支援に積極的な団体として、松戸市長より子育て支援の紹介を行いました。

### 1. 協定の内容

- 協定名 【フラット35】子育て支援型及び松戸市子育て世帯親元近居・同居住宅取得補助金に係る相互協力に関する協定書
- 支援内容 【フラット35】の借入金利引下げ（当初5年間、年▲0.25%）
- 締結日 平成29年5月25日（木）

### 2. 協定締結式

- 日 時 平成29年5月25日（木）13:30～16:15
- 場 所 住宅金融支援機構本店 すまい・るホール
- 共 催 国土交通省、独立行政法人住宅金融支援機構
- 出席者 国土交通大臣政務官、住宅金融支援機構理事長  
松戸市長 他、協定締結地方公共団体関係者
- 内 容 第一部（13:30～14:00）
  - ・同機構と地方公共団体の協定締結第二部（14:30～16:15）
  - ・協定締結地方公共団体からの取組例紹介（松戸市 他）
  - ・記念講演（少子化ジャーナリスト・白河桃子）

（参考）平成28年度 松戸市子育て世帯親元近居・同居住宅取得補助金交付状況  
補助額計：6,350万円 補助件数：102件

【問い合わせ先】街づくり部 住宅政策課  
☎047-366-7366



住宅金融支援機構との協定締結式(住宅金融支援機構本店 すまい・るホール)



左から藤井比早之国土交通大臣政務官、加藤利男住宅金融支援機構理事長、本郷谷健次松戸市長

松戸市(平成29年5月25日改正版)

子育て世帯に

これから親と  
近居・同居する

最大**100万円**の補助金を支給!

親元に近居・同居する子育て世帯の  
**住宅取得**を応援します!



同居なら  
**75万円**

近居なら  
**50万円**  
※2km以内

+

さらに市外から転入の場合は  
**25万円**加算

さらに住宅金融支援機構の[フラット35]の借入金利から  
**当初5年間、年0.25%引き下げ**

詳細はウラ面を

松戸市では、子育て世代に選ばれる魅力的なまちづくりを進めるために、親元に住まいを取得する子育て世帯を支援します。親が育児や子育てのサポートをすることにより、不安や負担を軽減し、安心して子どもを育てられる環境をつくります。

# 松戸市子育て世帯親元近居・同居住宅取得補助金

子育て世帯が市内に住む親世帯と近居又は同居するために、市内に住宅を取得する際の費用の一部を補助します。

## 主な要件

### ○対象者要件 ☆住宅要件

- 中学生以下の子どもがいる子育て世帯であること。(出産予定を含む)
- 親世帯が市内に1年以上継続して居住していること。
- 子育て世帯及び親世帯が、市税を滞納していないこと。
- 補助金を受けた子育て世帯が、近居または同居を5年以上継続すること。
- ☆自己で居住するために取得する戸建て住宅またはマンションであること。(中古も可)
- ☆近居の場合は、親世帯と直線で2km以内の住宅であること。
- ☆建築基準法その他関係法令を満し、新耐震基準に適合した建物であること。
- ☆住戸専有面積が次の基準を満たすこと。
  - 近居の場合：戸建て住宅 95㎡以上、マンション70㎡以上
  - 同居の場合：戸建て住宅 120㎡以上、マンション90㎡以上
- ※既に住宅の取得等を行い近居または同居している場合は対象外とする。
- ※住宅の取得に係る契約は、事前相談書提出後に行ってください。
- ※交付申請時には契約書の原本をお持ちください。

## 補助金額

- 近居の場合 50万円 ●同居の場合 75万円 ●さらに市外からの転入は25万円加算

## 申請方法

- 事前相談書に必要書類を添えて住宅政策課へ直接提出してください。(郵送不可)
- 申請書等は、市ホームページからダウンロードできます。

## 事前相談書

### 添付書類

- 松戸市子育て世帯親元近居・同居住宅取得補助事前相談書(第1号様式)
  - 親元に近居または同居をする住宅の位置図
  - 住宅の平面図及び住宅の専有面積又は延べ床面積が確認できる設計図書及び工程表
  - 住宅取得に係る見積書の写し
  - 子育て世帯の戸籍全部事項証明書または戸籍謄本
  - 子育て世帯及び親世帯全員の住民票の写し(省略の無いもの)
  - その他市長が必要と認める書類
- ※アンケートの提出もご協力お願いします。
- ※上記書類は正・副各1部(副はコピー可)提出してください。

## 【フラット35】

### 申請書類

- 【フラット35】子育て支援型 利用申請書
  - 要件等確認チェックシート
- ※上記書類は【フラット35】子育て支援型の利用者のみ提出してください。



## お問い合わせ

補助金について

松戸市街づくり部住宅政策課

☎047-366-7366

【フラット35】について

住宅金融支援機構

☎0120-0860-35



# 千葉県松戸市 優しい都市、優しい人々「やさシティ、まつど。」



## 子育て支援に係る積極的な取組の概要

松戸市では「子育て、教育、文化を軸とした都市ブランドづくり」を進め、東京に隣接した子育てしやすいまちとして、子育て世代に選ばれるまちづくりを目指している。



楽しい英語あそびの様子



まつど女性就労・両立支援相談

- 「松戸市子ども総合計画」(平成27年3月策定)に基づき、妊娠から18歳までの子どもの健やかな育ちと子育てを市民全体で支援する環境を整備
- 子育て情報サイト『まつどDE子育て』や『まつど子育てガイドブック』などにより、子育て支援情報、施設、イベント情報などをわかりやすく市民に紹介
- 平成29年4月、2年連続待機児童ゼロ(国基準)を達成。0～2歳児を預かることのできる小規模保育施設を市内全23駅の駅前・駅中に整備するなど、保育施設を大幅に増設
- 全公立保育所の5歳児を対象にネイティブ講師による英語あそびを導入。小学校1年生からも9年間の一貫した英語教育を実施。
- 子育てをしながら仕事を探している方への相談窓口として、「ハローワーク松戸・マザーズコーナー」と連携した、キャリアカウンセラーによる「まつど女性就労・両立支援相談」等(女性センターゆうまつど)を実施



### 松戸市の基本データ

人口	49.0万人
出生数	3,975人
世帯	22.7万世帯

(出典)住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(平成28年1月1日現在)



## 関連するピックス等

外部機関も市の子育て支援策を高く評価

- 一般財団法人ベビー&バースフレンドリー財団が主催する第1回ベビー&バースフレンドリーアワードにおいて、松戸市の幅広く充実した子育て支援が高い評価を受け、ベビー&バースフレンドリータウン賞を受賞



賞状を受け取る本郷谷市長

- 日経DUALが発表した「共働き子育てしやすい街～地方編～」のランキングで、松戸市は2015年全国9位、2016年全国5位を獲得

## 子育て世帯の住宅取得に対する財政支援の概要

### ● 松戸市子育て世帯親元近居・同居住宅取得補助金

子育て世帯が市内に住む親世帯と近居または同居するために、市内に住宅を取得する際の費用について、最大100万円の補助を実施。

(近居50万円、同居75万円の補助に加え、市外からの転入は25万円を加算)

平成29年度補助対象世帯数：129戸予定



## 住宅金融支援機構の支援メニュー

【フラット35】子育て支援型(同居・近居)

## 【フラット35】Sとの併用について

金利引下げの組み合わせ	金利の引下げの期間及び幅
<b>【フラット35】子育て支援型</b> × <b>【フラット35】S (金利Aプラン)</b> 	平成29年9月30日以前に取扱金融機関に申し込まれた方 当初5年間 年▲0.55% 6年目から10年目まで 年▲0.3%
<b>【フラット35】子育て支援型</b> × <b>【フラット35】S (金利Bプラン)</b> 	平成29年10月1日以後に取扱金融機関に申し込まれた方 当初5年間 年▲0.5% 6年目から10年目まで 年▲0.25%
<b>【フラット35】子育て支援型</b> × <b>【フラット35】S (金利Bプラン)</b> 	平成29年9月30日以前に取扱金融機関に申し込まれた方 当初5年間 年▲0.55%
	平成29年10月1日以後に取扱金融機関に申し込まれた方 当初5年間 年▲0.5%

※【フラット35】子育て支援型と【フラット35】Sの併用については、住宅金融支援機構またはお申込み予定の金融機関にお問い合わせください。

(注) 【フラット35】子育て支援型と【フラット35】Sの併用に当たっては、【フラット35】子育て支援型の要件(中面参照)に加えて、【フラット35】Sの要件として、取得対象住宅が省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性または耐久性・可変性の基準のうち、いずれか1つ以上の基準に適合する必要があります。基準の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)をご覧ください。【フラット35】子育て支援型および【フラット35】Sには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了します。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト(www.flat35.com)でお知らせします。

## 毎月の返済額・総返済額の試算(比較)

【試算例】借入額3,000万円(融資率9割以下)、借入期間35年、元利均等返済、ボーナス返済なし、借入金利年1.06%※、平成29年9月30日以前申込受付の場合  
 ※平成29年5月における返済期間が21年以上35年以下、融資率9割以下の場合の【フラット35】の最頻金利

最新の金利情報及び取扱金融機関はこちらからご確認ください。

**【フラット35】子育て支援型なら【フラット35】より総返済額が約38万円お得！**  
**【フラット35】子育て支援型と【フラット35】S(金利Bプラン)の併用なら【フラット35】より総返済額が約83万円お得です！**



	【フラット35】	【フラット35】子育て支援型		【フラット35】子育て支援型と【フラット35】S(金利Bプラン)の併用	
		当初5年間	6年目以降	当初5年間	6年目以降
借入金利	全期間年1.06%	年0.81%	年1.06%	年0.51%	年1.06%
毎月の返済額	全期間85,527円	当初5年間82,005円	6年目以降85,048円	当初5年間78,008円	6年目以降84,458円
総返済額	35,921,186円	35,540,479円		35,085,264円	
【フラット35】との比較(総返済額)	—	▲380,707円		▲835,922円	

取扱金融機関または住宅金融支援機構の審査の結果によっては、お客さまのご希望にそえない場合がありますので、あらかじめご了承ください。試算結果の数値は概算です。

(注) 上記総返済額には、融資手数料、物件検査手数料、機構団体信用生命保険の特約料※、火災保険料等は含まれず、別途お客さま負担となります。※平成29年10月1日申込受付分から、団信の加入に必要な費用を住宅ローンの月々の返済金に含めた団信付きの【フラット35(買取型)】の取扱いを開始いたします。

## 松戸市と機構が連携

松戸市と機構は、市内の親元に近居・同居する子育て世帯の住宅取得を応援します！

# 【フラット35】子育て支援型のご案内

【フラット35】子育て支援型とは、子育て支援について、積極的な取組を行う地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する地方公共団体による補助金交付などの財政的支援とあわせて、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

松戸市では平成29年5月25日からお取扱い開始となりました。

松戸市と住宅金融支援機構は平成29年5月25日に松戸市子育て世帯親元近居・同居住宅取得補助金について、【フラット35】子育て支援型にかかる協定書を締結しました。【フラット35】の借入れの契約時までに【フラット35】取扱金融機関へ、松戸市担当窓口で発行される「利用対象証明書」をご提出ください。



平成30年3月31日までの申込受付分に適用(※)

金利引下げプラン	金利引下げ期間	金利引下げ幅
【フラット35】子育て支援型	当初5年間	【フラット35】の借入金利から 年▲0.25%
		【フラット35】S併用の場合 年▲0.55%

(※) 【フラット35】子育て支援型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。

松戸市子育て世帯親元近居・同居住宅取得補助金の予算戸数に達した場合も、同様に受付を終了させていただきます。同補助金の予算戸数に達する見込みについては松戸市担当窓口にてご確認ください。

(注1) 【フラット35】子育て支援型は、【フラット35】借換融資にはご利用できません。

(注2) 平成29年10月1日以降に取扱金融機関に申し込まれた方は、【フラット35】子育て支援型と【フラット35】Sの併用の場合の金利引下げ幅が当初5年間▲0.50%(金利Aプランは6年目から10年目まで▲0.25%)となります。詳しくは裏面をご覧ください。

【フラット35】子育て支援型をご利用いただくための要件については、中面をご覧ください。

○松戸市子育て世帯親元近居・同居住宅取得補助金のご相談は

優しい都市、優しい人々  
 「やさシティ、まつど。」



松戸市街づくり部住宅政策課 ☎047-366-7366

○【フラット35】に関するご相談は 住宅金融支援機構 Japan Housing Finance Agency

お客さまコールセンター

0120-0860-35 (通話無料)

営業時間：毎日9:00~17:00(祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。)

利用できない場合(海外からの国際電話等)は、次の番号におかけください。TEL 048-615-0420 (通話料金がかります。)

(平成29年5月現在)

## 【フラット35】子育て支援型をご利用いただくための要件

【フラット35】子育て支援型をご利用いただくためには、松戸市担当窓口にて、「フラット35子育て支援型利用対象証明書」(※)の交付を受ける必要があります。

(※)「フラット35子育て支援型利用対象証明書」の交付を受けるための条件については、松戸市担当窓口へご確認ください。

(注1) このほか、住宅の耐久性等の【フラット35】の技術基準やその他融資基準を満たす必要があります。各基準の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。

(注2) 本制度の効果および有効性を検証し、次年度の事業要件に反映させていくことを目的として、お客さまへのアンケート調査を実施します。ご協力をお願いします。

## 【フラット35】子育て支援型が利用できる

### 松戸市子育て世帯親元近居・同居住宅取得補助金の概要

子育て世帯が市内に住む親世帯と近居又は同居するために、市内に住宅を取得する際の費用の一部を補助します。

#### 主な要件

##### 対象者要件

- 中学生以下の子どもがいる子育て世帯であること。(出産予定を含む)
- 親世帯が市内に1年以上継続して居住していること。
- 子育て世帯及び親世帯が、市税を滞納していないこと。
- 補助金を受けた子育て世帯が、近居または同居を5年以上継続すること。

##### 建物要件

- 自己で居住するために取得する戸建て住宅またはマンションであること。(中古も可)
- 近居の場合は、親世帯と直線で2km以内の住宅であること。
- 建築基準法その他関係法令を満たし、新耐震基準に適合した建物であること。
- 住戸専有面積が次の基準を満たすこと。  
近居の場合: 戸建て住宅 95㎡以上、マンション70㎡以上  
同居の場合: 戸建て住宅 120㎡以上、マンション90㎡以上

##### その他

※既に住宅の取得等を行い、近居または同居している場合は対象外となります。  
※住宅の取得に係る契約は、事前相談書提出後に行ってください。  
※交付申請時には契約書の原本をお持ちください。

#### 補助金額

近居の場合

50万円

同居の場合

75万円



市外からの  
転入の場合

25万円  
加算

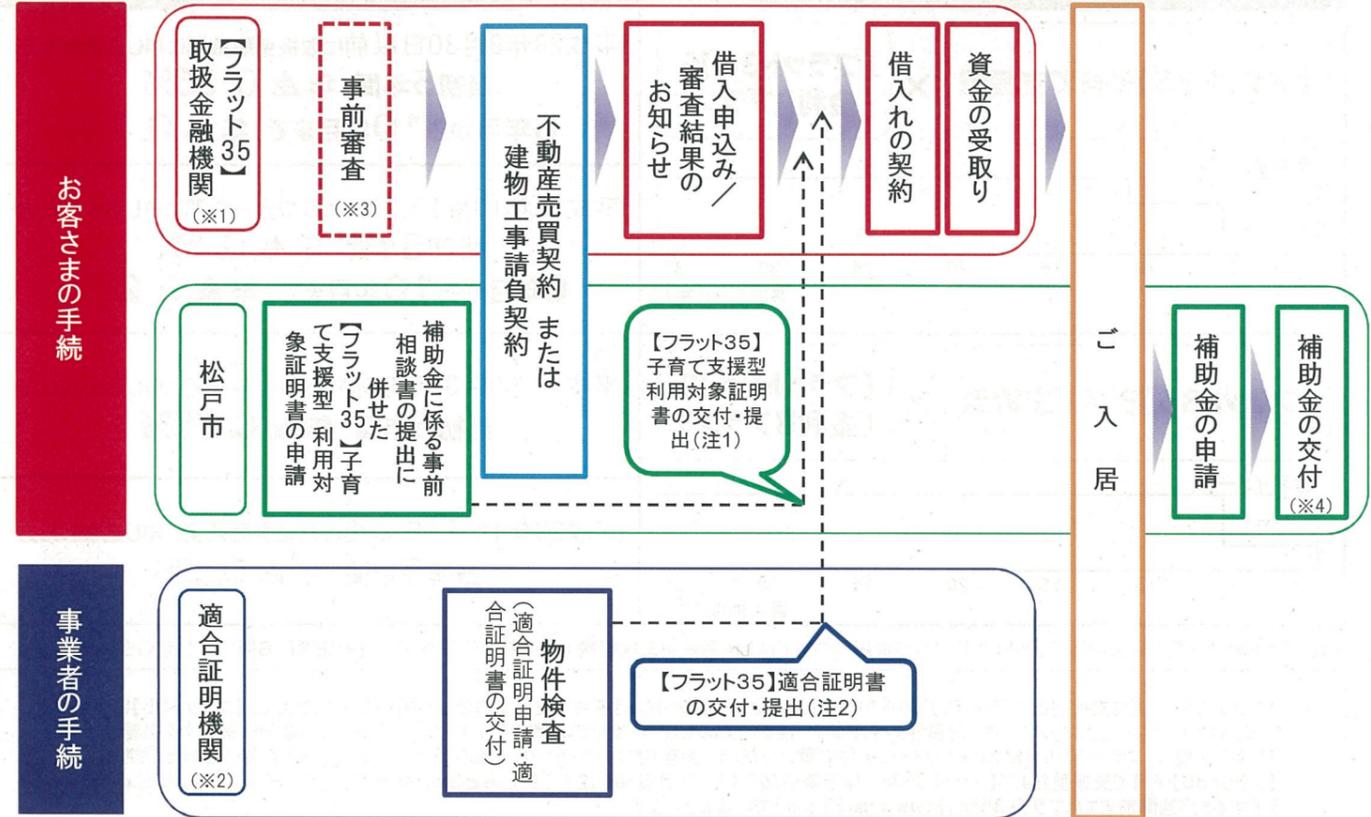
#### 申請方法

- 事前相談書に必要書類を添えて住宅政策課へ直接提出してください。(郵送不可)
- 申請書等は、市ホームページからダウンロードできます。

申請方法等の詳細は  
こちらからご確認ください。



## 各手続きの流れ



(注) 上図は、一般的な手続の流れを示しています。金融機関、松戸市および適合証明機関における手続の順序は問いません。ただし、注1(【フラット35】子育て支援型利用対象証明書)および注2(【フラット35】適合証明書)は、借入れの契約時までに金融機関へ提出する必要があります。

(※1) 借入申込みは、【フラット35】の取扱金融機関となります。

(※2) 適合証明機関は、検査機関または適合証明技術者(中古住宅購入の場合のみ)となります。

(※3) 取扱金融機関によって、事前審査を実施していない場合があります。事前審査は仮審査であり、借入申込後の正式な審査結果を約束するものではありません。

(※4) 松戸市子育て世帯親元近居・同居住宅取得補助金の交付は、ご入居後の手続となります。

《借入れに当たっての注意事項》●【フラット35】は、民間金融機関と住宅金融支援機構が提携してご提供する全期間固定金利住宅ローンです。お申込みは、【フラット35】の取扱金融機関となります。詳細はフラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。●取扱金融機関または住宅金融支援機構の審査の結果によっては、お客さまのご希望にそえない場合がありますので、あらかじめご了承ください。●借入額は100万円以上8,000万円以下(1万円単位)で、建設費または購入価額(非住宅部分を除く。)以内となります。また、年収等、審査の結果によってはご希望の借入額まで借入れできない場合があります。●融資率とは、建設費または購入価額に対して、【フラット35】の借入額の占める割合をいいます。●融資手数料は、お客さま負担となります。融資手数料は取扱金融機関により異なります。●借入金利は、資金受取時の金利が適用となります。●【フラット35(買取型)】では、借入期間(20年以下・21年以上)、融資率(9割以下・9割超)に応じて、借入金利が異なります(【フラット35(保証型)】は取扱金融機関によって取扱いが異なります。)。借入金利は取扱金融機関により異なります。●借入金利は毎月見直されます。●融資率が9割を超える場合は、返済の確実性等をより慎重に審査します。●最長35年の返済が可能です。ただし、お客さまの年齢により借入期間が短くなる場合があります。●住宅金融支援機構の定める技術基準に適合していることについて、検査機関または適合証明技術者による物件検査を受ける必要があります。あわせて、新築住宅では、建築基準法に基づく検査済証が交付されていることを確認しています。物件検査手数料はお客さま負担となります。物件検査手数料は、検査機関または適合証明技術者により異なります。●【フラット35】子育て支援型を利用する場合には、地方公共団体から「フラット35子育て支援型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。●借入対象となる住宅及びその敷地に、【フラット35(買取型)】では住宅金融支援機構、【フラット35(保証型)】では取扱金融機関を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定していただきます。なお、抵当権の設定費用(登録免許税、司法書士報酬等)は、お客さま負担となります。●【フラット35(買取型)】では、借入対象となる住宅について、火災保険(損害保険会社の火災保険または法律の規定による火災共済)に加入していただきます(【フラット35(保証型)】は取扱金融機関によって取扱いが異なります。)。火災保険料は、お客さま負担となります。●万一の場合に備え、団体信用生命保険への加入をお勧めしています。【フラット35(買取型)】では、機構団体信用生命保険の特約料※はお客さま負担となります(【フラット35(保証型)】は取扱金融機関によって取扱いが異なります。)。また、健康上の理由等により、加入できない場合があります。●【フラット35】子育て支援型、【フラット35】S及び【フラット35】リノベは、借換融資には利用できません。●取扱金融機関の借入金利、融資手数料、返済額の試算等の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。●説明書(パンフレット等)は、お申込みを希望する取扱金融機関で入手できます。※平成29年10月1日申込受付分から、団信の加入に必要な費用を住宅ローンの月々の返済金に含めた団信付きの【フラット35(買取型)】の取扱いを開始いたします。

【フラット35】子育て支援型の詳細は、フラット35サイトへ

フラット35サイト  
www.flat35.com

フラット35

検索

フラット35サイト  
QRコード

